

令和4年第4回茂原市教育委員会会議（3月定例会）日程

日時：令和4年3月22日（火）15時～

場所：茂原市役所9階901・902会議室

1. 開会宣言

2. 会議録署名人の指定

3. 会議事項

(議決事項)

- 議案第1号 茂原市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第2号 茂原市立幼稚園給食実施要綱の一部を改正する告示の制定について
- 議案第3号 茂原市教育委員会の権限に属する事務の補助執行規則の制定について
- 議案第4号 茂原市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第5号 茂原市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第6号 茂原市教育委員会処務規程の制定について
- 議案第7号 茂原市社会教育センター使用料減免の対象者となる使用者に関する要綱及び茂原市公民館使用料減免の対象者となる使用者に関する要綱の一部を改正する告示の制定について
- 議案第8号 茂原市立小中学校統合準備委員会設置要綱の制定について
- 議案第9号 茂原市いじめ対策調査会委員の委嘱について
- 議案第10号 茂原市社会教育委員の委嘱について
- 議案第11号 茂原市立図書館協議会委員の任命について
- 議案第12号 茂原市文化財審議会委員の任命について
- 議案第13号 茂原市スポーツ推進委員の委嘱について
- 議案第14号 茂原市公民館運営審議会委員の委嘱について
- 議案第15号 令和4年度茂原市の教育方針及び重点施策について

(報告事項)

- 1 教育長職務代理者の指名について
- 2 行事の共催、後援及び協賛について
- 3 令和4年第5回（4月定例会）及び令和4年第6回（5月定例会）茂原市教育委員会会議の日程について
- 4 その他

4. 閉会宣言

(会議結果)

議決事項について、議案第1号から第15号は原案どおり可決されました。

茂原市教育委員会会議録

令和4年第4回（定例会）

- 1 期日 令和4年3月22日（火）
開会 15時00分
閉会 15時45分
- 2 場所 茂原市役所9階901・902会議室
- 3 出席委員
教育長 内田 達也
教育長職務代理者 高貫 裕一郎
委員 安藤 明子
委員 高仲 輝夫
委員 竹田 幸則
- 4 出席職員
教育部長 中村 一之
教育部次長（教育総務課長） 佐久間 尉介
学校教育課長 金澤 勤
学校教育課主幹 伊藤 信博
学校教育課主幹 小野 奈津子
学校教育課主幹 宮内 智之
生涯学習課長 岡田 公一
体育課長 片岡 弘一
中央公民館長 金坂 暁
美術館・郷土資料館長 三階 英幸
東部台文化会館長 大和久 正
教育総務課長補佐 小安 宏尚
教育総務課総務係長 吉野 司
- 5 署名人の指定
委員 安藤 明子
委員 高仲 輝夫
- 6 傍聴人 0名

教育長 : ただいまから、令和4年第4回茂原市教育委員会会議（3月定例会）を開会します。本日の出席人数は、5名ですので、定足数に達しており会議は成立いたしました。

本日の会議録署名人は、「安藤委員」と「高仲委員」を指定いたします。

これより会議事項に入ります。

本日は、議案が15件となっております。

それでは、議案第1号「茂原市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則の制定について」から議案第4号「茂原市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について」までは令和4年3月末で茂原市立五郷幼稚園を閉園することに関連した改正等になりますので、まとめて説明をお願いします。

教育部長 : 議案第1号から議案第4号までは、公立保育所幼稚園整備計画に基づく認定こ

ども園の整備に伴い、令和4年3月末で茂原市立五郷幼稚園を閉園することに関連した改正等がございますので、まとめて説明をさせていただきます。

議案第1号「茂原市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明申し上げます。

参考資料の新旧対照表をご覧ください。

第5条において見出し及び条文中の園医及び園歯科医を幼稚園医、園歯科医及び園薬剤師に改めます。

また、第17条の表中「五郷幼稚園」の項を削ります。

次に、議案第2号「茂原市立幼稚園給食実施要綱の一部を改正する告示の制定について」でございますが、幼稚園資料の新旧対照表をご覧ください。

給食の調理を行う場所を五郷幼稚園から二宮保育所に改め、献立予定表の交付を五郷幼稚園の園長から茂原市教育委員会に改めるなどの改正を行うものでございます。

また、議案第3号「茂原市教育委員会の権限に属する事務の補助執行規則の制定について」でございますが、給食の調理を行う場所を二宮保育所に改めることから、教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関である職員に補助執行させるため、必要な事項を定めるものでございます。

次に、議案第4号「茂原市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について」でございますが、五郷幼稚園の閉園及び公印の使用や様式等について、市長部局に準じたものに改めることに伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

参考資料の新旧対照表をご覧ください。

第3条から第8条までを市長部局に準じて改め、別表第1及び別表第2において、五郷幼稚園の項及び印影を削除し、それに伴い、それぞれの繰り上げをいたします。

また、別記第1号様式から別記第4号様式を市長部局に準じ改め、別記第5号様式、第6号様式を削ります。

なお、議案第1号から第4号の規則及び告示は、令和4年4月1日からの施行となります。

以上、御審議の程よろしくお願い申し上げます。

教育長 : 議案第1号から議案第4号について質疑をお願いします。

(質疑なし)

教育長 : 議案第1号から議案第4号について採決に入ります。

議案第1号から議案第4号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。

各委員 : 異議なし。

教育長 : 議案第1号から議案第4号は、全会一致で、原案どおり可決することと決定いたしました。

教育長 : 次に、議案第5号「茂原市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いします。

教育部長 : 議案第5号「茂原市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について」御説明申し上げます。

本案は、学校施設開放の事務処理に関して、生涯学習課から体育課へ所管換すること、及び茂原市いじめ等問題対策協議会等条例の施行に伴い、教育委員会の附属機関にいじめ対策調査会を加えるため、所要の改正をしようとするものでございます。

参考資料の新旧対照表をご覧ください。

第14条生涯学習課の部において、第6号学校施設開放に関するものを削り、第7号から第17号までを1号ずつ繰り上げ、体育課の部第10号に学校施設開放に関するものを追加し、第10号を第11号といたします。

また、第30条に第12号いじめ対策調査会を加えます。

以上、御審議の程よろしくお願い申し上げます。

- 教育長 : 議案第5号について質疑をお願いします。
- 委員 : 学校施設開放で、旧本納小学校は教育委員会の管轄になっているのでしょうか。
- 生涯学習課長 : 校舎等の管理は、生涯学習課で行っておりますが、体育施設等の貸出は体育課で行っています。
- 委員 : わかりました。
- 教育長 : 他にございますか。無ければ議案第5号について採決に入ります。
- 議案第5号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。
- 各委員 : 異議なし。
- 教育長 : 議案第5号は、全会一致で、原案どおり可決することと決定いたしました。
- 教育長 : 次に、議案第6号「茂原市教育委員会処務規程の制定について」説明をお願いします。
- 教育部長 : 議案第6号「茂原市教育委員会処務規程の制定について」ご説明申し上げます。
 本案は、教育委員会における事務処理について、市長部局との整合性を図るため、現行の茂原市教育委員会処務規程を廃止し、新たな規程を制定するものでございます。
 具体的には、教育委員会において、独自に事務処理や、文書管理について規定していたものを廃止し、市長部局に準じたものを新たに制定するものでございます。
 なお、この訓令は、令和4年4月1日から施行となります。
- 教育長 : 以上、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。
- 議案第6号について質疑をお願いします。
 (質疑なし)
- 教育長 : 議案第6号について採決に入ります。
- 議案第6号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。
- 各委員 : 異議なし。
- 教育長 : 議案第6号は、全会一致で、原案どおり可決することと決定いたしました。
- 教育長 : 次に、議案第7号「茂原市社会教育センター使用料減免の対象者となる使用者に関する要綱及び茂原市公民館使用料減免の対象者となる使用者に関する要綱の一部を改正する告示の制定について」説明をお願いします。
- 教育部長 : 議案第7号「茂原市社会教育センター使用料減免の対象者となる使用者に関する要綱及び茂原市公民館使用料減免の対象者となる使用者に関する要綱の一部を改正する告示の制定について」ご説明申し上げます。
 本案は、団体の解散による減免対象からの除外、団体名・申請者名等の表記の変更及び減免割合変更に伴い、2つの要綱の別表について、統一したものに一括して改正しようとするものでございます。
 参考資料の新旧対照表をご覧ください。
 下線部分が、変更や削除などの改める箇所になります。
 なお、この告示は、令和4年4月1日から施行となります。
- 教育長 : 以上、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。
- 委員 : 議案第7号について質疑をお願いします。
- 生涯学習課長 : 団体により減免の割合が10割か5割ですが基準を教えてください。
- 委員 : 対象団体の公益性や、施設の設置目的に資する度合い等から減免割合を判断しています。
- 生涯学習課長 : 5割の方たちからもっと減免してもらいたいと言われることはありませんか。
- 委員 : 減免割合を上げてほしいという要望は現在のところございません。
- 教育長 : わかりました。
- 教育長 : 他にありませんか。よろしいですか。
- 無ければ議案第7号について採決に入ります。
- 議案第7号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。
 (質疑なし)

- 教育長 : 議案第7号は、全会一致で、原案どおり可決することと決定いたしました。
- 教育長 : 次に、議案第8号「茂原市立小中学校統合準備委員会設置要綱の制定について」説明をお願いします。
- 教育部長 : 議案第8号「茂原市立小中学校統合準備委員会設置要綱の制定について」説明申し上げます。
- 本案は、令和4年1月に策定いたしました茂原市学校再編第二次実施計画に基づいた茂原市立小中学校の統合について、円滑な移行を目指すとともに、所要の準備に資する組織として、統合準備委員会を設置するにあたり、必要な事項を定めるものでございます。
- この要綱は、第二次実施計画において統合するとした学校ごとの組み合わせに応じ、統合準備委員会を置くことができるものとなっております。
- また、専門部会を定義することで、通学手段の検討などについても十分に協議を行うことができるものとなっております。
- なお、この告示は、公示の日から施行となります。
- 以上、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。
- 教育長 : 議案第8号について質疑をお願いします。
- 委員 : 二宮小学校と緑ヶ丘小学校の統合準備委員会と変わった点等があるのでしょうか。
- 教育部次長 (教育総務課長) : 二宮小学校と緑ヶ丘小学校の統合のときと方向性は、基本的には変わっておりません。
- 委員 : 早野中や南中も同様に考えて良いのでしょうか。
- 教育部次長 (教育総務課長) : はい。
- 委員 : わかりました。
- 教育長 : 他にありませんか。よろしいですか。
- 無ければ議案第8号について採決に入ります。
- 議案第8号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。
- 各委員 : 質疑なし。
- 教育長 : 議案第8号は、全会一致で、原案どおり可決することと決定いたしました。
- 教育長 : 次に、議案第9号「茂原市いじめ対策調査会委員の委嘱について」説明をお願いします。
- 教育部長 : 議案第9号「茂原市いじめ対策調査会委員の委嘱について」説明申し上げます。
- 本案は、茂原市いじめ等問題対策連絡協議会等条例第9条及び第10条の規定に基づき、土田雄一氏ほか3名を新たに委員として委嘱しようとするものでございます。
- 任期につきましては、令和4年4月1日から令和6年3月31日まででございます。
- 以上、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。
- 教育長 : それでは、議案第9号について質疑をお願いします。
- 委員 : 茂原市いじめ対策調査会は、初めての委嘱になると思いますが、委員のうち茂原市外の方について推薦理由などがわかりましたら教えてください。
- 学校教育課長 : 総合教育会議でも出ておりましたが、やはりいじめの重大事態が起きた場合の調査になりますので、保護者の方からその人物であると教育員会に近くて、何か学校側に立った調査になってしまうと困るということがあっていけないので、市からはちょっと距離の置いたきちんとした立場の方に委嘱をするという方向で考えております。
- 委員 : 私が説明してはいけなかもしれませんが、市原市の小学校長を経験されて、大学教授になったと思います。それから、道徳教育の専門家で、この問題を扱う人の第一人者ということで知っています。それから、西岡さんは、東上総教育事務所で特別支援員の調査等で活躍されている方なので、長生茂原の小中学校で児童生徒を良くご存じの人ではないかなと思います。補足で申し訳ありませんが、存じ挙げていたものですから、ご紹介させていただきました。

- 教育長 : ありがとうございます。よろしいですか。
- 委員 : すいません。ありがとうございます。細かく教えていただいて、もう少しお聞きしてよければ、植草学園の先生の方は、子ども未来学科というのは、例えばどのような学科なのでしょう。広くて分かりにくかったので、分かる方がいらっしゃれば教えてください。
- 学校教育課長 : 特別支援教育の関係で深いということ聞いております。学科そのものは調べないと詳しくは分からないのですが、この方につきましては、そういう教育に見識は深いということは聞いております。
- 委員 : ありがとうございます。
- 教育長 : 他にありませんか。
- 委員 : 同じようなことで申し訳ないのですが、一応6名以内を予定しているとお話があって、今、4名決まっているのですが今後の予定で追加される予定というのがあるのでしょうか。
- 学校教育課長 : この後、民生委員、児童委員の方に入ってくださいと予定はしております。
- 教育長 : 他にありませんか。よろしいですか。
無ければ議案第9号について採決に入ります。
議案第9号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。
(質疑なし)
- 教育長 : 議案第9号は、全会一致で、原案どおり可決することと決定いたしました。
- 教育長 : 次に、議案第10号「茂原市社会教育委員の委嘱について」から議案第12号「茂原市文化財審議会委員の任命について」につきましては、生涯学習課にかかる委員の任期満了に伴う委嘱並びに任命ですので、まとめて説明をお願いします。
- 教育部長 : それでは、議案第10号から議案第12号までについて、ご説明申し上げます。
議案第10号「茂原市社会教育委員の委嘱について」ご説明申し上げます。
本案は、茂原市社会教育委員設置条例第1条、第2条及び第3条の規定に基づき、中田文明氏ほか4名を再任し、岩瀬裕子氏ほか2名を新たに委員とし委嘱しようとするものでございます。
任期につきましては、令和4年4月1日から令和6年3月31日でございます。
次に、議案第11号「茂原市立図書館協議会委員の任命について」ご説明申し上げます。
本案は、茂原市立図書館の設置及び管理に関する条例第13条及び第14条の規定に基づき、池澤 眞弓氏ほか2名を再任し、狩野 直樹氏ほか1名を新たに委員として任命しようとするものでございます。
任期につきましては、令和4年4月1日から令和6年3月31日まででございます。
次に、議案第12号「茂原市文化財審議会委員の任命について」ご説明申し上げます。
本案は、茂原市文化財の保護に関する条例第19条の規定に基づき、小川 力也氏ほか5名を再任するものでございます。
任期につきましては、令和4年4月1日から令和6年3月31日まででございます。
以上、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。
- 教育長 : それでは、議案第10号から議案第12号について質疑をお願いします。
(質疑なし)
- 教育長 : よろしいですか。無ければ議案第10号から議案第12号について採決に入ります。
議案第10号から議案第12号までについて、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。
- 各委員 : 異議なし。
- 教育長 : 議案第10号から議案第12号までは、全会一致で、原案どおり可決することと決定いたしました。
- 教育長 : 次に、議案第13号「茂原市スポーツ推進委員の委嘱について」説明をお願いします。

- 教育部長 : 議案第13号「茂原市スポーツ推進委員の委嘱について」ご説明申し上げます。
 本案は、茂原市スポーツ推進委員設置規則第3条及び第4条第1項の規定に基づき、委員の任期満了に伴い、工藤 轟氏ほか19名を再任し、委嘱しようとするものでございます。
 任期につきましては、令和4年4月1日から令和6年3月31日まででございます。
 以上、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。
- 教育長 : 議案第13号について、質疑をお願いします。
 委員 : 参考までに伺わせていただきたいのですが、この方々の経験年数のところで一番の工藤さんが49年11か月と特別長いのですが、定年とか、任期満了といったものはないのでしょうか。
- 体育課長 : 任期満了、あるいは定年といった定めはございません。とても快くやっていたいでいる方で、体育課としても助かっておりますし、経験も参考とさせていただいているところです。
- 委員 : ありがとうございます。是非、他の方々も長くお願いできればと思います。
 教育長 : 他にありますか。
 委員 : 経験年数というところを見させていただいているのですが、10年以上若しくは20年以上の方が、大変多いようなのですが、表彰とか、感謝状の対象となったことはあるのでしょうか。
- 体育課長 : それぞれスポーツ推進委員の中の千葉県レベルの表彰ですとか、全国レベルでの表彰ですとか、そういったところで経験年数が達した段階で推薦をさせていただいております。また長生郡市の中でもそれぞれスポーツ推進委員の方々がいらっしゃいますので、そういうところからも表彰をしていただいていたるところです。
 また、市の表彰につきましても、その都度、年数に応じて推薦させていただいているところでございます。
- 委員 : 長く貢献していただいて、ご協力いただいているということでしたら、今後とも活躍のほど、よろしく願いいたします。
- 教育長 : 他にありますか。よろしいですか。
 それでは、議案第13号について採決に入ります。
 議案第13号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。
- 各委員 : 異議なし。
 教育長 : それでは、議案第13号は、全会一致で、原案どおり可決することと決定いたしました。
- 教育長 : 次に、議案第14号「茂原市公民館運営審議会委員の委嘱について」説明をお願いします。
- 教育部長 : 議案第14号「茂原市公民館運営審議会委員の委嘱について」ご説明申し上げます。
 本案は、茂原市公民館設置及び管理に関する条例第6条及び第6条の2の規定に基づき、委員の任期満了に伴い、豊田 陽子氏ほか5名を再任し、鎌田 国雄氏ほか2名を新たに委員として委嘱しようとするものでございます。
 任期につきましては、令和4年4月1日から令和6年3月31日まででございます。
 以上、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。
- 教育長 : 議案第14号について、質疑をお願いします。よろしいですか。
 (質疑なし)
- 教育長 : それでは、無ければ議案第14号について採決に入ります。
 議案第14号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。
- 各委員 : 異議なし。
 教育長 : それでは、議案第14号は、全会一致で、原案どおり可決することと決定いたしました。
- 教育長 : 次に、議案第15号「令和4年度茂原市の教育方針及び重点施策について」説明をお願いします。

教育部長 : 議案第15号「令和4年度茂原市の教育方針及び重点施策について」ご説明申し上げます。

先程、総合教育会議でもご協議いただきましたが、「茂原市総合計画」及び「茂原市教育施策の大綱」に基づいて、教育方針及び重点施策を定め、この方針に基づき各種事業を実施してまいります。

それでは、参考資料の新旧対照表をご覧ください。昨年度から変更している箇所には下線が引いてあります。

令和4年度も引き続き、「人づくり」を中心的課題として捉え、「ふるさと茂原を愛し、豊かな心と高い志を持って未来を主体的に生きる人づくり」を目標に事業を進めてまいります。

令和4年度の主な取り組みでございますが、「基本方針の1 社会で生きる力の育成」「(1)確かな学力の育成」では、2ページ中段をご覧ください。

本市における特色ある教育を推進するために、本納中学校区の3小学校1中学校において小中一貫教育を実施し、同時に小中一貫教育を検討する組織により、小中一貫教育の進め方について研究、協議をしてまいります。

次に、「基本方針の2 心を育む人間教育の推進」「(1)いじめ防止への取り組みと相談体制の充実」では、5ページ上段をご覧ください。令和3年度に策定をいたしました「茂原市いじめ防止基本方針」に基づき、各校の「学校いじめ基本方針」を見直し、より効果的にいじめ防止に取り組みをします。また、茂原市いじめ等問題対策連絡協議会を活用し、関係機関との連携を図り、協力していじめへの対応を図ってまいります。

次に「基本方針3 芸術文化・スポーツの振興」「(2)スポーツ環境の充実」では、8ページ下段をご覧ください。

市民体育館は、一昨年に大規模改修工事を実施、昨年度に卓球場、剣道場及び柔道場に空調設備を設置したことにより、利用者の安全性が高められました。さらに令和4年度には、大体育室に空調設備を設置する計画があり、本市のスポーツ活動の拠点として充実した施設となるように環境整備をすすめてまいります。

次に、「基本方針4 茂原を愛する心の育成」「(2)安全・安心な教育環境の整備」では、10ページ下段をご覧ください。

子どもたちにとって、より良い教育環境の確保を第一に考え、「茂原市学校再編第二次実施計画」に基づき、学校再編を推進してまいります。

また、「(3)伝統文化の維持継承・振興」では、茂原市史編さん基本方針や刊行計画に沿って市史「資料編」・「通史編」を刊行するため、市史編さん委員会を開催し、調査や原稿執筆を進めるとともに、市制施行70周年を記念して、市史資料編を1冊刊行いたします。

以上が、令和4年度の主な取り組み内容でございます。

ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

教育長 委員 : それでは、議案第15号について、質疑をお願いします。

委員 : こちらは、先程の総合教育会議でも検討しておりましたが、この基本方針、私は基本的に賛成です。ここ2、3年はコロナ過で学校行事がなかなか思うように進まないことが非常に多くありました。この事業内容を見させていただいても、例えばソルズベリーへの派遣では、なかなか実現がどうなのかなと思うものもあり、これが全部できるのがもちろん理想ですし、良いと思いますが、コロナ過において今後の感染状況しだいですが、できるだけ開催する方向で進んでいきたいと思っております。

どこかに一言、コロナ過であっても安全に配慮しながら、開催したいと思いません、といった表現が、全体のどの事業を通してとも言えることだと思っておりますので、どこかあっても良いのかなと思いました。

教育長 委員 : 他にありますか。

委員 : コロナの関係で、今まで続けてきた行事が途中で切れてしまっているところが多いので、例えば地域のお祭りなどは、2、3年切れてしまっていて、伝統文化

とか書類で伝わるかどうか、口で伝えてきたものが何とか復活できるようにするのが1、2年位かかる気がしています。特に生涯学習課は、大変ですけどもひとつ頑張ってください。コロナが早く終息して次に繋がっていく伝統文化の維持、継承、振興という項目がありますので、その辺ひとつ頑張りたいと思います。

それから学校教育もPTAとの関わり、地域の関わりへの応援等も、少しつながりが切れてしまっているところがあると思いますので、何とか復活して色々応援をしてくれると良いかと願っています。

今年1年、復活、繋がり、関わり、連携をテーマに復活させることが一つ大きなテーマになってくるのかなという感じがします。

それから、この色々読んでいて重点施策の前文で一番が「人づくり」というこれが大きな中心課題として書いてありますので、これが一番の土台の部分ですから、常にこれを意識していかないと、次の世代に茂原を任せますよという思いが入っているわけなので、担当部署あるいは地域の方々、多くの方々がこれを基本として取り組んでいけたらなと願っています。

教育長 : ありがとうございます。意見2つありましたけど、何かそれに対してありますか。

教育総務課長補佐 : 委員からご指摘のありましたコロナの関係ですが、令和4年度の茂原市の教育方針及び重点施策に関しましては、あえてその辺りを入れてしまいますと、コロナではない形とコロナで影響を受けたものと2通り想定しなければいけなくなります。各担当課に作っていただくときに、コロナの状況を抜いた中で目標を設定してくださいということで、やらせていただいています。

これに基づいて毎年度の点検・評価を出すのですが、こちらについては、コロナの影響でどのようになったか、また昨年、委員さんから指摘がありまして、コロナの関係を含めた中で、評価が3段階で少ないということで、本年度は4段階の評価に変えてありますので、その辺で対応させていただきたいと思います。

教育長 : コロナを前提としないという話しですけども、またコロナの影響が出てくるかもしれないので、いま、委員からもご意見があったように、コロナで色々出たものとかあった場合には、そのときにそれなりの対応をして、何となく良い方向に行けるように各担当で取り組みをしてもらいたと思います。

教育長 : 他にありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、無ければ、議案第15号について採決に入ります。

議案第15号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。

各委員 : 異議なし。

教育長 : それでは、議案第15号は、全会一致で、原案どおり可決することと決定いたしました。

教育長 : 次に、報告事項に入ります。

報告事項1「教育長職務代理者の指名について」説明をお願いします。

教育部次長 : 報告事項1「教育長職務代理者の指名について」ご説明申し上げます。

(教育総務課長)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項において、教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめ指名する教育委員がその職務を行うことと定めており、事務に支障をきたすことがないよう、教育長があらかじめ教育委員の中から教育長職務代理者を指名することとされております。

この規定に基づきまして、高仲 輝夫委員を教育長職務代理者に指名いたしましたのでご報告させていただきます。

任期につきましては、法律で定められていないことから、教育長が新たに教育長職務代理者を指名するまでとさせていただきます。

教育長 : 報告事項1について、何かご質問等ありますでしょうか。

それでは次に、報告事項2「行事の共催、後援及び協賛について」説明をお願いします。

教育部次長 : 教育委員会で共催、後援及び協賛を決定した行事について、ご報告いたしま

(教育総務課長)

す。

令和4年2月に決定した行事は、「共催」につきましては、学校教育課で1件、「後援」につきましては、生涯学習課で3件、合計4件でございました。

よろしくお願いたします。

教育長

： 報告事項2について、何かご質問等ございますか。

よろしいですか。

それでは次に、報告事項3「令和4年第5回（4月定例会）及び令和4年第6回（5月定例会）茂原市教育委員会会議の日程について」は、そこに記されたとおりですが、何かご質問はございますか。

よろしいですか。

教育長

： それでは、会議日程については、そのようにいたします。

その他報告等ありましたら、お願いします。

無ければ以上で令和4年第4回茂原市教育委員会会議（3月定例会）を閉会します。

茂原市教育委員会会議規則第27条の規定により、上記会議録が相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年5月24日

教育長 内田 達也

署名委員 安藤 明子

署名委員 高仲 輝夫